主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人下光軍二の上告理由一、3について

原判決の事実摘示欄に所論の証拠関係についての記載がなくても、それが判決の 結論に影響を及ぼしているとは認められないから、所論は、適法な上告理由にあた らない。論旨は、採用することができない。

同一、4について

所論の点に関する原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、 採用することができない。

その余の上告理由について

所論の各点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、いずれも採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
亨		ш	本	裁判官